

条例審査の例

町法定外公共物管理条例

(定義)

第2条関係

この条例において「法定外公共物」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)が適用されない道路
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川その他の水路、池、沼、堤防
- (3) 前2号に掲げるものに附属する工作物、物件又は施設

第2条関係

以上のように規定すると、「**公共の用に供されている土地**」、例えば畦畔(けいはん)は「法定外公共物」の中に入らないこととなりますが、よいのでしょうか。

畦畔(けいはん):

公図用語で二線引畦畔、岸とも言う。余り価値がなかったり、利用者や利害関係者が多かたりして具体的な所有者の所有地としての申告がなく、放置された土地。公図では緑色、薄墨色で着色表示されている。田畑等の農地に附属する畦畔、法面等で、公図上当該地が区画されてこの部分に地番が付加されず、又土地台帳にも外書き(外畔、外畦畔、本地の面積に入っていないもの)、内書き(内畔、内畦畔、本地の面積に入っているもの)した跡の認められないもの(未登録)を言う。このような無番地の土地は私有地ではなく官有地(大蔵省管轄)とされる。

そこで、3号以上、号数を増やさずに入れるとすれば、下記ようになります。

(2)河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川その他の水路、池、沼、堤防及び**公共の用に供されている土地**

< . . . 中略 . . . >

第9条関係

例えば本条例において占用料を定めるとしたら、赤字のように修正し、下記のように規定されたらよいと思います。

「法定外公共物の占用料については、町道路及び普通河川占用料徴収条例(昭和33年条例第50号)の規定に準じて**占用料を徴収する。占用料の額は別表のとおり定める。**」